

令和8年度

## 史跡造山古墳第一古墳発掘調査に伴う仮設事務所他 賃貸借仕様書(その2)

1. 業務概要 史跡造山古墳第一古墳の発掘調査に必要な仮設事務所等(ユニットハウス・簡易トイレ・トータルステーション・発電機)の賃貸借
2. 業務の目的 史跡造山古墳第一古墳の発掘調査を円滑に実施するため
3. 場 所 岡山市北区新庄下地内
4. 貸借期間 令和8年9月28日～令和8年11月27日
  - ・ 契約締結日に着手とし、9月28日までにユニットハウスおよび簡易トイレ設置のこと
  - ・ 撤去は11月30日までに完了のこと
5. 事業内容  
(別紙、数量総括表参照)
  - ・ 仮設事務所の設置 : 4坪のユニットハウス 2棟
  - ・ 簡易トイレ : 非水洗男女兼用トイレ 2棟
  - ・ 備品リース : トータルステーション 1式  
(8時間連続使用できるもの、脚・ターゲットを含む)  
発電機 1.6kva 1機
6. 支払い条件等 前払いなし。支払いは、賃貸借期間完了後に賃貸人からの請求に基づき支払うものとする。

### ○特記事項

- ・ 備品は、仕様等をリストにし、カタログ等を提示のうえ、係員の承認を得ること。
- ・ 備品の配置は、協議のうえ現場での指示によること。
- ・ 賃貸借期間完了後は、係員の指示に基づいて対処すること。
- ・ トイレの汲み取りは市側で手配し、費用負担する。
- ・ 設計変更がある場合は、市設計書で増減金額を算定し、請負率を乗じるものとする。
- ・ 提出書類は、工事写真及び完成写真(設置前・設置後・撤去後等)とする。
- ・ 史跡地内の作業のため、係員の指示に従い完全入念に実施のこと。